

令和 2 年度

袋井市森町広域行政組合

定期監査結果報告書

袋井市森町広域行政組合

監査委員

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

袋井市森町広域行政組合における令和2年11月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

袋井市森町広域行政組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市監査委員事務局

(2) 実施日 令和3年1月20日

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

(1) 中遠クリーンセンターのごみの搬入量は、処理能力限界量に迫ってきており、管内から排出されるごみの減量が喫緊の課題である。ごみの減量には、住民や事業所の意

識の向上・理解が重要であるので、構成市町と連携し、ごみ減量の意識啓発に努めるとともに、新たなリサイクル体制の構築に取り組みたい。

また、今後予定している中遠クリーンセンターのごみ処理手数料の改定については、その理由を明確にするとともに、管内住民及び事業者へ周知し、理解と協力を得られるよう努められたい。

(2) 組合が管理する環境衛生関連施設は、住民の生活を支える重要な施設である。老朽化が進んでいる施設については、点検、修繕等を定期的かつ計画的に行うことで長寿命化を図るとともに、将来のあり方についても検討されたい。

(3) 消防や救急業務に使用する車両は、住民の命を救うためのものであるので、交通事故には十分注意を払い、万が一事故が起きてしまった際には、個別に原因分析を行うとともに、十分な予防策を講じられたい。